

愛称の条件について（都通歩道橋）

1 愛称の命名条件

愛称の命名にあたっては、次の事項に留意してください。

- （１）愛称は、都通及び「歩道橋」又は「ブリッジ」を含めるものとし、文字数の目安は全体で 20 文字以内とします。
- （２）矢印・距離等の交通案内、道路標識と誤認させるような愛称・ロゴ・デザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）の使用はできません。

2 愛称の掲出上の条件

愛称の掲出にあたっては、次の事項に留意してください。

- （１）愛称の表示面積は、既に歩道橋に表示されている「地点名（町名）表示」を含め表示可能箇所（歩道橋主桁部分）の 1 / 3 以内とします。
- （２）標示する文字（ロゴマークを含む）はカッティングシートによる標示を基本とし、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とします。なお、蛍光色、反射性のある色、信号や道路標識等との誤認の危険性のある色等は標示できません。
- （３）標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1 文字あたり最大で 30cm 角までとします。また、愛称は二行書とせず、一行で記載してください。
- （４）信号や標識等に移設することはできません。
- （５）歩道橋への愛称標示及び現状復帰は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条の承認を受けて施工していただきます。

【掲示できる愛称（イメージ）】 単色（蛍光色、反射色は不可）

〇〇〇〇〇〇 都通歩道橋

・法人等の名称や商品名等の標示
・1 文字 30cm 角まで